



# ジェット口の模倣対策

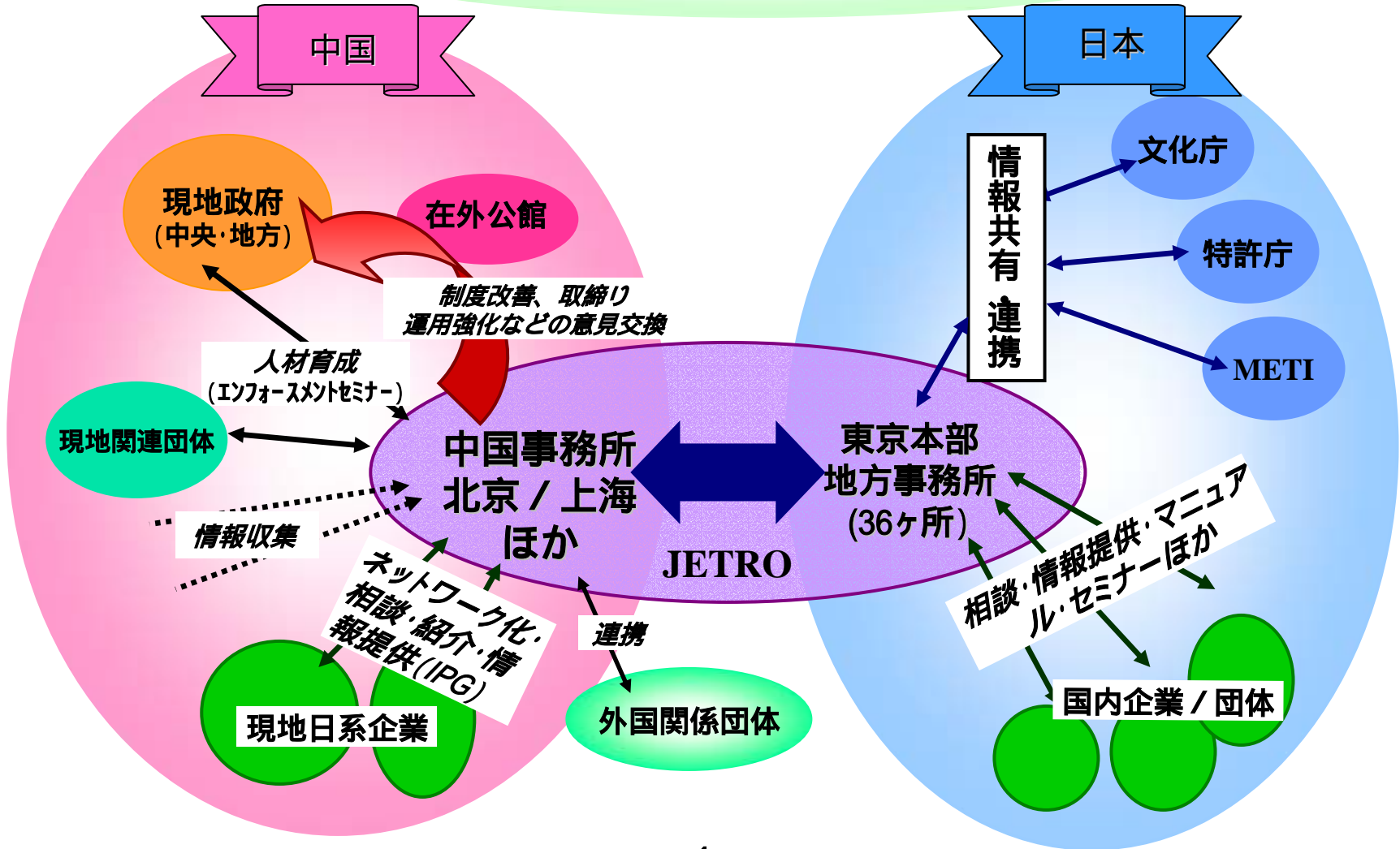
---

2004年3月9日

日本貿易振興機構(ジェトロ)

# ジェトロの企業支援体制

## 内外一体となった日本企業支援ネットワーク





# ジェトロの取組み (海外・中国)

---

## 1. 現地日系企業のネットワークづくり

進出日系企業間の知財情報交換を目的としたフォーラム（IPG）の組織化支援および事務局を担う。

参加企業数：北京66社，上海105社

活動内容： 勉強会，中国政府機関との連携，日本大使館との連携，調査，セミナー開催など

## 2. 相手国政府との意見交換

日系企業の知財権侵害に対し，中央・地方政府機関（知識産権局ほか）との意見交換を行なう。



## ジェットロの取組み (海外・中国)

### 3. 個別相談・情報の提供

現地の特許法律事務所などを活用した知財問題に関する調査・情報収集を行い、その成果を進出日系企業および日本国内へフィードバックする。

<平成15年度実績>

企業からの個別相談への対応 (北京480件, 上海100件, 1月末時点)

現地セミナーの開催 (北京9回, 上海5回, 香港4回, 大連3回, 予定も含む)

ニュースレターのメール配信 (北京:月1回, 約1,800部)

ホームページによる情報提供 (北京, 上海, 香港)

### 4. 訪中知財ミッションへの協力

訪中業界団体ミッション(日本ベアリング工業会、日本電気制御機器工業会など)に対し、アポイントメント取得、ブリーフィング、アドバイスなどを実施。

# (ご参考) ジェトロ北京HP <http://www.jetro-pkip.org/>

Jetoro-Pkip

日本貿易振興機構北京センター  
知的財産権室

2004年3月4日

IPG活動 IP News IP判例集 ニセモノ写真館 知的財産権法 政府機関 代理組織 統計・論文

特集

» 模倣品の製造販売が国民経済へ与える損害に関する調査・研究

» 2002年中国知財問題報告書

» 2002年中国模倣実態調査結果

» 中国における外国企業のR&D

» 税関の知的財産権制度説明

» 知的財産権入門テキスト

» 各種手続きのフローチャート

» 全国特許事業会議での活動報告、国家知識産権局局長王景川

» 調査報告書(1999-2002)

今月の動き

☆ 最高人民検察院とIPGが意見交換



## 最高人民検察院とIPGが意見交換

2月9日、北京IPGの2月会合にて、最高人民検察院偵査監督庭審査逮捕第二処の劉処長をお招きし、知的財産権侵害犯罪の刑事処分の実態と今後の方針について講演を頂き、日系企業各社との意見交換を行いました。



☆ China IP News Letter 2004/02/25号 (NO.64) **NEW**

☆ 2003年 在中国日本商工会議所IPG会員アンケート **NEW**

☆ 中国法律事務所(北京・上海) **NEW**

☆ 著作権行政処罰実施弁法

☆ 特許権の強制実施権に関する弁法

☆ 輸入貨物のライセンス料に関する評価弁法(海関総署)

お知らせ

● 北京IPG、最高人民検察院と意見交換(1月30日)

● 【JETROからのご挨拶】(12月26日)

● 北京IPG・上海IPGが初の共同プロジェクト開始(11月26日)

知財判例(最新号)

● 意匠権無効審決取消し訴訟

● 意匠権侵害訴訟(2003/09/02号)

法律法規



# ジェトロの取組み (国内)

---

## 1 . 模倣対策セミナーの実施

企業の実務家を対象とした模倣対策セミナーを東京、大阪ほか地方都市で開催。弁理士のほか、模倣被害に遭った企業にも講師を依頼。

(15年度)

東京 約1000人

大阪 約 400人

熊本，新潟，大分，長崎，金沢，富山，三重など全国21ヶ所で開催



## ジェットロの取組み (国内)

### 2. 模倣対策マニュアルの配布

模倣対策Q&A, 権利取得手続き, 関連法令, 判例事例集などをまとめた資料を作成・配布。また、模倣品対策ビデオを作成・貸出。

- 14年度 模倣対策マニュアル中国編, タイ編  
中国の知的財産侵害判例・事例集  
経営者のための知的財産保護マニュアル  
韓国の知的財産侵害判例・事例集  
(計15,000部を配布)
- 15年度 中国, タイ, ベトナム, 韓国, 香港を改訂



## ジェットロの取組み (国内)

---

### 3 . 個別相談への対応

東京・大阪および全国36ヶ所の地方事務所ネットワークを利用し、地方の業界・企業の知財問題の相談に対応。海外情報 国内情報

ジェットロ全体の相談件数約3万件（14年度）のうち知財関連は約270件。

### 4 . ホームページなどの情報提供

知財専門サイトを新設。Q&Aのほか、全てのマニュアルがダウンロード可能。





# ジェトロの取組み (海外・国内)

---

## < 今後の取組み >

- 1 . エンフォースメント支援の強化  
現地の税関 , 地方政府担当者を対象としたセミナー開催
- 2 . 日系企業のネットワークの拡大 ( 広東省 )  
広東省に新規に日系企業の知財フォーラムを設立
- 3 . 海賊版対策  
コンテンツ海外流通促進機構の海賊版対策への支援
- 4 . 中小企業への支援の強化  
地方セミナー , 相談業務の拡充

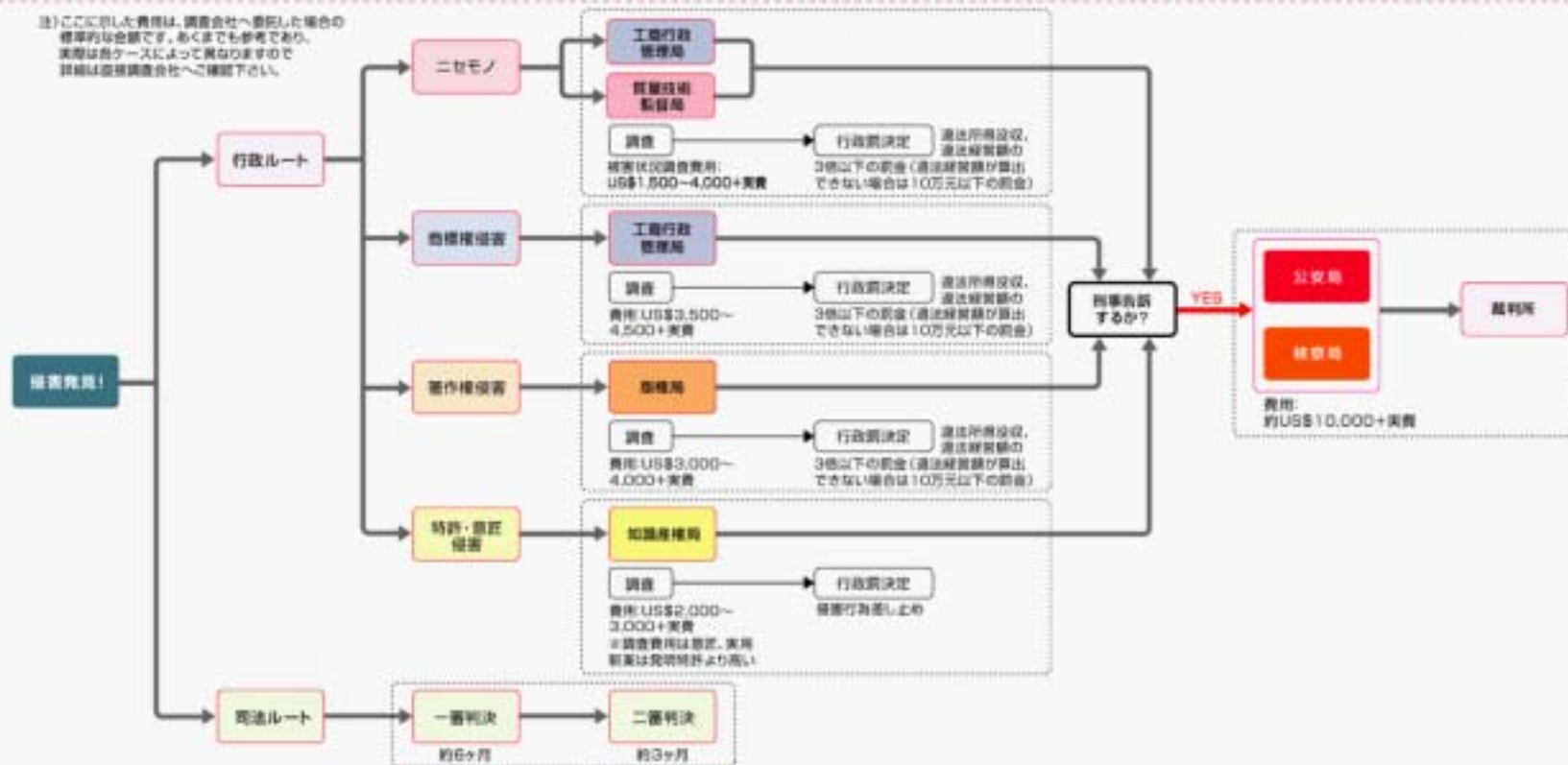
# (ご参考) 出所: 経営者のための知的財産保護マニュアル in China (JETRO)

## 5. すでに被害がある場合は?

中国では、裁判所へ提訴する以外に、行政機関へ救済を求めることができます。行政機関は、模倣品取締りを重要な任務の1つとしており、窓口へ相談すれば、すぐに調査や摘発に協力してくれます。ただし、特許、商標、著作権、不正競争と、それぞれ担当機関が異なりますから、自社の被害の状況から、どこへ相談を持ち込むべきかの判断が必要です。

侵害された権利が複数ある場合、所管官庁も複数となりますが、一番、対応のよいところへ一任しましょう。行政機関同士で連携してくれる例もあります。また、どこへ相談すればよいのかわからない場合は、調査会社やコンサルティング会社、法律事務所を利用するのもよいでしょう。担当機関への精選しから、調査の進展状況や被害者であるあなたの代弁もしてもらえましょう。

注)ここに示した費用は、調査会社へ委託した場合の標準的な金額です。あくまでも参考であり、実際は各ケースによって異なりますので詳細は当該調査会社へご確認ください。



損害賠償金額の上限

著作権侵害

実質的損失または違法所得額に応じた賠償金 (算出できない場合は、最高50万円)

商標権侵害

実質的損失または違法所得額に応じた賠償金、(算出できない場合は、最高50万円)。被侵害者が侵害行為を抑制するために支払った合理的な支出を含めることができる

特許権侵害

権利者の遺失利益、侵害者の違法所得額分、算出できない場合は、特許使用料の数倍、或いは30万円以下。但し、侵害がひどい場合は50万円以下



## **(ご参考) 中国での税関保護の手続き**

---

**中国で登録された商標専用権, 著作権, 特許権**

**権利の証明, 侵害の証拠, 担保金**

**侵害の疑いのある貨物の差し押さえ**

**侵害調査**

**侵害貨物の没収と措置**